

岡崎大学・岡崎短期大学内部質保証の方針

1. 目的

岡崎大学・岡崎短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び本学が目指す教育目的の実現のための教育研究活動の質保証、及び中期計画を踏まえた大学・短期大学大全体の質保証の恒常的な改善を推進することを目的として、内部質保証の方針を以下のように定める。

2. 組織体制

教育の内部質保証に関しては、学長の責任の下、学長室会議の協議を経て、大学・短期大学運営会議において3つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーの方針を定め、学部・学科はその方針に沿って内部質保証の手続きを推進し、自己点検・評価委員会は認証評価機関から示された基準項目に従って検証を行う。

大学・短期大学の内部質保証に関しては、中期計画に基づき、法人事務局、大学事務局、学部・学科等が連携協力して推進し、法人事務局はその進捗状況・改善項目等を常任理事会に諮り、事業報告書に記載して理事会に報告し、更なる推進、改善を図る。なお、中期計画策定にあたっては、認証評価等外部質保証の結果を反映する。

3. 教育の内部質保証システム

本学は、教育研究活動の質保証を担保するため、以下の内部質保証システムを構築・推進する。

- (1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びアセスメント・ポリシーに基づく教育研究活動及び学修成果の自己点検・評価
- (2) 上記（1）を不断に推進するためのPDCAサイクルの策定と運用
- (3) 学生の意見・要望の収集及び分析
- (4) 学外関係者の意見・要望の収集及び分析
- (5) 学内外への情報公開
- (6) 教育の内部質保証システムの定期的な検証と改善

4. 大学・短期大学の内部質保証システム

本学は、大学・短期大学の質保証を担保するため、以下の内部質保証システムを構築・推進する。

- (1) 中期計画の策定、実行
- (2) 上記（1）を不断に推進するためのPDCAサイクルの策定と運用
- (3) 学内外への情報公開
- (4) 大学の内部質保証システムの定期的な検証と改善

附 則

本方針は、平成31年4月4日から施行する。

附 則

- 1 本方針は、令和3年7月8日から改正施行する。
- 2 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学内部質保証の方針（平成31年4月4日制定）は、これを廃止する。

附 則

本方針は、令和7年11月6日から改正施行する。

附 則

本方針は、令和8年4月1日から一部改正施行する。